

平成22年5月28日

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業実施要綱第3の4
の(3)のイの「理事長が別に定める特別補てん金単価」
について

平成21年度第4四半期(平成22年1月から3月)において出荷された肥育牛に係る肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業実施要綱第3の4の(3)のイの「理事長が別に定める特別補てん金単価」について、別紙のとおり算定したので、同要綱第3の4の(3)のイの規定に基づき、通知します。

連絡先

畜産振興部畜産振興第三課

担当：坂上、横田

電話：03-3583-4874

別紙

肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業に係る四半期品種区分別肥育牛補てん金単価について
[平成22年1月から3月に係る四半期]

平成22年1月から3月に係る四半期における肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業実施要綱第3の4の(3)のイの「理事長が別に定める肥育牛特別補てん金単価」は、品種区分ごとに下表のとおりとなった。

(表)算定結果

単位(円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
四半期平均推定粗収益 (A)	824,289	485,773	324,065
四半期平均推定生産費 (B)	840,669	541,761	358,786
四半期平均推定所得 (C)=(A)-(B)	▲ 16,380	▲ 55,988	▲ 34,721
肥育牛特別補てん金単価 (C)×0.6	9,800	33,500	20,800

※ 肥育牛特別補てん金単価の100円未満切り捨て